

JAS法に基づく指示・公表の指針の改定について

平成21年1月
農林水産省消費・安全局

1. 趣旨

- (1) 平成14年に食肉に関する偽装表示が相次いだことを受け、同年、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号。以下「JAS法」という。）を改正し、品質表示基準違反に対する改善指示に従わない場合に公表できる旨の規定を削除し、改善指示と同時に公表を行うことができることとした。
- (2) この際、品質表示基準違反に対する改善指示と公表の運用指針として、「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第19条の8の規定に基づいて定められた飲食料品等の品質表示基準の違反に係る同法第19条の9の指示及び公表の指針」（平成14年6月農林水産省公表。以下「指示・公表の指針」という。）を策定・公表したところである。
- (3) しかしながら、これまでの運用において、
 - ① 指示をした場合には「原則として公表」としていることから、一部の都道府県では指示をしたにもかかわらず公表しないこともあり、都道府県によって公表するかどうかの対応が異なるのは不公平であるとの消費者と事業者双方からの批判がある
 - ② 昨年1月に加工食品品質表示基準（平成12年3月31日農林水産省告示第513号）等を改正した際に、表示の根拠書類を整備・保存することを努力義務として明記したところであるが、一方で、農林水産省が調査を行った際に、書類を整備・保存していないことを理由にその閲覧等を拒む事案や、書類を廃棄して違反事実を隠蔽する事案も見受けられ、表示の適正化に支障が生じている
 - ③ 都道府県に対して指示・公表の指針の位置づけを明確にしていなかったため、判断のよりどころとなる基準のない都道府県も存在するなどの問題が生じているところである。
- (4) このような問題に対処するため、指示・公表の指針を改定し、地方自治法第245条の4の規定に基づく自治事務への技術的助言として、都道府県知事に通知することにより、食品表示の適正化を図り、もって消費者利益を保護することとする。

2. 改定の概要

(1) 指示の公表の指針の改定

現在、指示をした場合には、「原則として公表」としているが、違反事業者名と根拠条項については、すべて「公表」とする。

(2) 指導（非公表）にとどめる場合の要件の整理

表示事項の欠落の場合と、表示方法違反の場合とで、指導にとどめる場合の要件を統一する。

「改善の意思を示している場合」としていた表現を「改善方策を講じている場合」に明確化する。

(3) 書類の整備・保存についての指導・公表の要件の創設

表示の根拠となる書類を整備・保存しておらず、JAS法に基づく報告徴収又は立入検査を行ったにもかかわらず適切に対応しない者を指導（行政指導）の対象とする。

また、書類を意図的に廃棄していたことが確認された場合など、品質表示基準に違反する蓋然性が高いときは、消費者の商品選択に資するため、指導を受けた事業者名等を公表する。

(※ 改定内容の詳細については、別紙参照)

JAS法に基づく指示・公表の指針新旧対照表

現 行	改 定 案
<p>農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第19条の8の規定に基づいて定められた<u>飲食料品等の品質表示基準の違反に係る同法第19条の9の指示及び公表の指針</u></p> <p>1 指示の指針 品質表示基準に違反している事業者に対しては、次に掲げる場合を除き、指示を行う。次に掲げる場合に指導を行ったにもかかわらず、当該指導に従わなかったことが確認された場合も指示を行う。 <u>(1) 品質表示基準に定められた表示事項が表示されていないが、違反事業者が直ちに改善する意思を示している場合</u> 表示事項を表示するよう指導する。 <u>(2) 品質表示基準に定められた遵守事項が遵守されていないが、常習性がなく過失による一時的なものであることが明らかであり、かつ、違反事業者が直ちに改善する意思を示している場合</u> 遵守事項を遵守するよう指導する。</p> <p>2 公表の指針 <u>(1) 指示をした場合には、原則として公表する。ただし、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）に照らしても不開示と判断されるような例外的な場合があれば、公表しないこととする。</u></p> <p><u>(2) 公表する事項は、以下の事項とする。</u> ① 違反した事業者の氏名又は名称及び住所 ② 違反事実 ③ 指示の内容</p> <p><u>(3) なお、消費者利益の保護の観点から、違反の事実を早急に公表する必要性が高い場合であって、違反事実が確認されている場合には、指示を行わなくても公表（(2)の①及び②の事項）する場合がある。</u></p>	<p>農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第19条の13第1項及び第2項の規定に基づいて定められた<u>飲食料品の品質表示基準の違反に係る同法第19条の14の指示及び指導並びに公表の指針</u></p> <p>1 指示の指針 品質表示基準に違反している事業者に対しては、次に掲げる場合を除き、指示を行う。次に掲げる場合に指導を行ったにもかかわらず、当該指導に従わなかったことが確認された場合も指示を行う。</p> <p><u>〔指導を行う場合〕</u> 品質表示基準違反が常習性がなく過失による一時的なものであることが明らかであり、かつ、違反事業者が直ちに改善方策を講じている場合は、表示事項を表示するよう、又は遵守事項を遵守するよう指導する。</p> <p>2 書類の整備・保存に関する指導の指針 <u>事業者が飲食料品の表示に関する情報が記載された書類の整備・保存を怠っており、報告徴収又は立入検査を行った際に、飲食料品の表示を適正に行っていることの根拠となる情報が記載された書類について報告又は開示をしない場合は、当該書類を整備・保存するよう指導する。</u></p> <p>3 公表の指針 <u>(1) 指示をした場合には、次の①から③までの事項を公表する。なお、消費者利益の保護の観点から、違反の事実を早急に公表する必要性が高い場合であって、違反事実が確認されている場合には、指示を行わなくても①及び②の事項を公表することができる。</u> ① 違反した事業者の氏名又は名称及び住所 ② 違反事実（ただし、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）に照らして不開示と判断されるような例外的な事実があれば、当該事実については公表しない。） ③ 指示の内容</p> <p><u>(2) 2の指導をした場合であって、飲食料品の表示を適正に行っていることの根拠となる情報が記載された書類が整備・保存されていないことにより品質表示基準に違反する蓋然性が高いときは、次に掲げる事項を公表する。</u> ① 指導を受けた事業者の氏名又は名称及び住所 ② 表示を適正に行っていることの根拠となる情報が記載された書類が開示されなかった場合の当該表示事項 ③ 指導の内容</p>